

郵送転出届

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

個人番号カード (マイナンバーカード) 又は、住民基本台帳カード \_\_\_\_\_ 有 (特例転出 希望する ・ 希望しない) ・ 無

旧 住 所 愛知県あま市 \_\_\_\_\_

新 住 所 (転出先住所) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(昼間に連絡が取れる電話番号)

新住所に異動した

又は異動予定の日付 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

同時に異動する同じ世帯の氏名

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

世帯主が転出することによって、続柄が変わる場合は記入してください。

氏名 \_\_\_\_\_ 旧続柄 \_\_\_\_\_ 新続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 旧続柄 \_\_\_\_\_ 新続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 旧続柄 \_\_\_\_\_ 新続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 旧続柄 \_\_\_\_\_ 新続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 旧続柄 \_\_\_\_\_ 新続柄 \_\_\_\_\_

※ 消えるボールペンまたは、消せるボールペン、鉛筆等の消えやすい筆記用具では記入はおやめください。

(裏)

異動する人が書ききれないなどの場合は別途白紙に記入してください。

同封書類確認項目 (郵送をされる前にチェックをお願いします。)

必要事項を記入した本紙 (内容をもう一度確認してください。)

身分証明書の写し (顔写真付きの公的機関が交付した身分証明書であれば1点、ない場合は保険証や年金手帳など2点以上)

返信用封筒

・切手を貼ってあること

・宛名を書いてあること (あま市の住民票登録地又は転出地 (予定地) しか送付できません。転送不可)

送付先

〒490-1198

愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

あま市役所甚目寺庁舎市民課

(郵送転出担当者行)

(参考)

特例転出とは

現在有効な個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードを利用して転出する方法です。

注）個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードを保有していない方や有効でないカードを

お持ちの方は特例転出をすることができません。

・転出証明書は発行されません。「特例転出をされる方へ」の案内を送付いたしますので個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードと案内を持って転入先の市区町村役場窓口にお出かけください。

・新住所地で住個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードを継続して利用することが可能です。

注）特例転出届をしても転入してから14日以内に特例転入届をしなかったり、特例転出届出と違う行政区に転入する

場合は特例転入ができないこともあります。

注）特例転入手続きの際には、必ず個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードとカードの暗証

番号が必要です。

注）個人番号カード（マイナンバーカード）又は、住民基本台帳カードを保有されていて転入後に新住所の市区町村役

場において継続処理をされない場合は、カードが失効します。